

## 令和2年度 シルバー人材センター事業補助金

評価表 NO.

16

所管部課名	高齢・介護福祉課	担当者	福田					
事務事業名	シルバー人材センター事業費							
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱・シルバー人材センター事業補助金交付要領							
補助経過年数	11年以上15年以下							
令和2年度 予算額	23,620千円	国県支出金 千円	一般財源 23,620千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	シルバー人材センター会員数の増		760	令和7年度				
成果指標②	業務別就労者数を用いて目標値に対する達成度		100	令和7年度				
補助対象者	公益社団法人 薩摩川内市シルバー人材センター							
補助対象経費	①高齢者就業機会の確保に関する経費（飲食費を除く） ②シルバー人材センター管理運営事業に要する経費（飲食費を除く）							
補助対象事業・活動の内容	①組織体制の整備、②会員確保の推進、③就業の確保、④安全適正就業の確保 ⑤福利厚生、⑥就業に関する相談及び紹介、⑦一般派遣労働者派遣事業の実施							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	上記の補助対象経費の一部とし、予算で定める額以内							
上記項目の積算方法								
補助を 過去3 ヶ年の 事業（ 団体） 等の 決算 状況	項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	226,882,656	85.9%	229,310,862	85.6%	238,457,145	85.8%
		会費収入	768,000	0.3%	786,000	0.3%	820,500	0.3%
		事業収入	226,114,656	85.6%	228,524,862	85.3%	237,636,645	85.5%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	24,620,000	9.3%	24,620,000	9.2%	24,620,000	8.9%
		連合交付金 （前年度繰越金）	12,699,000	4.8%	14,097,000	5.3%	14,739,000	5.3%
		計	264,201,656	100.0%	268,027,862	100.0%	277,816,145	100.0%
	支出	事業費	263,300,596	100.0%	269,637,117	100.0%	275,555,712	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		計	263,300,596	100.0%	269,637,117	100.0%	275,555,712	100.0%
	支出計/前年度支出計				102.4%		102.2%	
	自己資金/前年度自己資金				101.1%		104.0%	
	翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%	
	交付件数							
成果指標の推移①		515		540		562		
成果指標の推移②		90.1		87.4		88.6		
特記すべき事項等	【前回評価】 平成29年度「現状のまま継続」 ・事業収入の増加に取り組んでおり、計画通りに補助金縮小が進んでおり評価したい。 ・経営の効率化を更に図り、将来的には自主・自立運営を目指されたい。							
	【前回評価への回答】 ・事業収入の増加や経営効率化に努力され、令和2年度から令和6年度までの市補助金の5ヶ年削減方針を協議し了承いただいた。（別紙のとおり）							
	【事業のPR方法】 広報薩摩川内及びFM薩摩川内等による周知							
	【費用対効果】 高齢者の就労支援を目的とする公益的団体は他に無く、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現のためには、今後も重量である。							
	【補助事業以外の事業】 特になし							
	【その他】 特になし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業」を提供するとともに、ボランティア活動等の社会活動を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	①に該当する。 シルバー人材センターは、「自主・自立・共働・共助」の基本理念に基づき、会員の総意と主体的な参画により運営されており、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現に必要な団体である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	高齢者の社会参加と臨時的かつ短期間就労の確保に有効である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	高齢者の社会参加と就労先の確保等に係る業務を市が行うより、会員の総意と主体的な参画により運営されるシルバー人材センターを支援する方が適当である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	会員による自主的な活動を支援する手段は、他にない。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	シルバー人材センターが行う事業に、必要な経費のうち、飲食費は対象外としており、適正な額である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 自己資金の増加傾向及び受取事務の増加による収益増や連合会交付金額の増額が見込めるため		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 事業拡大、事業見直し、経費削減、連合会交付金の確保などへの取組		≪まとめ≫

## シルバー人材センター事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げるシルバー人材センター事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 シルバー人材センター事業補助金に係る補助事業等は、高年齢者の就業機会の確保及び高齢者福祉の向上（高齢者の社会参加の促進及び雇用の安定）に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 シルバー人材センター事業補助金の額は、次条に定める経費の合計額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 シルバー人材センター事業補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費について交付する。

- (1) 高年齢者就業機会確保事業に要する経費（飲食費を除く。）
- (2) シルバー人材センター管理運営事業に要する経費（飲食費を除く。）

(交付の申請)

第5条 シルバー人材センター事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月30日とする。

2 シルバー人材センター事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 役員及び会員名簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 シルバー人材センター事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、シルバー人材センター事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 シルバー人材センター事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類  
(効果の測定)

第 8 条 シルバー人材センター事業補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果  
をいう。）は、業務別就労者数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第 9 条 シルバー人材センター事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市  
の高齢者福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定  
める。

附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 高年齢者労働能力活用事業補助金に係る条例第 4 条第 1 項の規定による見直  
しについては、平成 21 年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成  
22 年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日施行）

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。